

福山市営駐車場の駐車料金の減免について

○減免対象

次のいずれかに該当する障がい者が自ら運転するか、又はその介護者の運転する車に同乗し、対象駐車場を利用する場合に減免します。

- (1) 身体障がい者手帳 1 級又は 2 級の所持者
- (2) 療育手帳^④又は A の所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者

○対象駐車場

三之丸駐車場（福山市三之丸町）

東桜町駐車場（福山市東桜町）

霞駐車場（福山市霞町一丁目）

○減免内容等

駐車時間 2 時間までの駐車料金を減免します。

ただし、定期料金及び夜間料金は除きます。

なお、出車の際に当該駐車場係員が不在のときは、後日、領収書を確認した上、当該駐車料金に相当する回数駐車券を交付します。

○利用方法

- (1) 三之丸駐車場及び東桜町駐車場は、出庫時に、駐車場係員へ、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」を含む。）を呈示してください。

なお、出庫時に係員不在の場合は、後日、領収書と上記手帳を東桜町駐車場係員へ呈示してください。（回数駐車券を交付します。）

- (2) 霞駐車場は、出庫時に、まなびの館ローズコム防災センターの係員へ、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳手帳（障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」を含む。）を呈示してください。

なお、出庫時に係員不在の場合は、後日、領収書と上記手帳をまなびの館ローズコム防災センターの係員へ呈示してください。（回数駐車券を交付します。）